

『舜水朱氏談綺』編纂をめくって
『大日本史編纂記録』を資料として
The Editing of the *Memorandum of Zhu-ShunShui*

倉員 正江

KURAKAZU Masae

This paper is an investigation of the editing of *Memorandum of Zhu-ShunShui* (*Shunsuishushidanki*) published in 1708 by Ryushiken Ibaraki Tazaemon. Confucianist Zhu-ShunShui(1600 ~ 1682) who was a vassal of Ming-dynasty China, was exiled to Japan. He was invited by Mitsukuni Tokugawa(1628 ~ 1700), the Lord of the Mito clan. After ShunShui's death, Mitsukuni tried to collect ShunShui's educational results in Mito. After Mitsukuni's death, Tanpaku Asaka who was a member of Shokokan and his colleagues respected their Lord's dying wishes and finished publishing of *Memorandum of Zhu-ShunShui*.

一 はじめに

『舜水朱氏談綺』(上中下三巻四冊 宝永四年十一月〈一七〇七〉安積澹泊序・宝永五年茨城多左衛門刊・正徳三年〈一七一三〉正月再版(注1) /以下『談綺』と略す)は、朱舜水(一六〇〇~一六八二)の著述を弟子であった彰考館員安積澹泊が中心となって編集した著である。表紙見返しには「不許翻刻／千里必究」／舜水朱氏談綺／神京 書舗柳枝軒茨城方道蔵版」と刻され、水戸藩彰考館による他の編纂物同様、京都の書肆柳枝軒茨城多左衛門から刊行された。水戸藩主徳川光圀(寛永五年〈一六二八〉~元禄十三年〈一七〇〇〉)に招聘された中国明の遺臣朱舜水の遺稿集『舜水先生文集』(二十八巻目録一卷付録一卷正徳五年茨城多左衛門刊 /以下『文集』と略す)と平行して編纂されたもので、言わば『文集』の余滴であるとも言える。『文集』は従来も舜水研究の基礎資料として活用され、その

編纂・刊行の紆余曲折については拙稿にて考察中（注 2）である。それに対し『談綺』の編纂事情については、従来ほとんど顧みられていない。また現存『大日本史編纂記録』（原題「往復書案」京都大学文学部陳列館古文書室・茨城県立歴史館に分蔵／以下『記録』と略す）は宝永四年分をほとんど欠いているため、『談綺』編集の肝心なところが不明—記載があったというのも推定ではあるが—という惜しむべき事情がある。また宝永五、六年の『記録』は書案年次の前後が少なくない（後出『記録』冊数番号が前後するのはそうした事情による）。本稿では以上のような不備を承知しつつ、『記録』を中心にわかる範囲で『談綺』の編纂事情を推測を交えて追ってみたい。『談綺』は細密な図を多用し、特に上巻書式には朱、封印には押捺を施す（注 3）など当時としては凝った造本と言ってよい。刻板・摺刷の苦勞が忍ばれ、現に刊行間際に誤脱が発覚して一部差し替えを生じた点は後述の如くである。そうした困難を経て本書は公刊された。光圀が舜水の遺志を後世に伝えたいとする思いと、それを継承した彰考館員の熱意が伝わってくる内容であると言えよう。

注＝以下翻刻については拙稿前例にならい、各項○以下の人名表示は書案の表記のままとして統一していない。茨城／茨木・多左衛門／太左衛門は両用されるが、地の文では茨城多左衛門とした。差出人・宛先人の姓を補った箇所、「兩人様」「兩人」などある場合は前後関係から、あるいは当時の彰考館総裁の名と推定して記した箇所がある。（ ）内の算用数字は『記録』の冊数番号を示す。また読み易さを考え、私に濁点・読点を補い、書名に『 』「 」を付した。虫損・汚損等判読不能箇所は□で示した。同趣旨の書案が繰り返される場合、適宜翻刻を省略している。

二 『談綺』編纂の企画

『談綺』編纂の企画がいつ頃から持ちあがったものか、明確なことは不明である。その点以下に掲げる書案は、非常に内容に富むものである。これは京都大学文学部古文書室所蔵の「往復書案(京都御用書・修史二)」とあるもの(記録 206)の冒頭に記される（注 4）。二月晦日付で安積澹泊・酒泉竹軒に宛てた中村願言による書案の一部である。

一 『朱氏談綺』板行之儀、先年御伺相済申候段、私も覚罷在候、多左衛門方願申候付、此度御取立御吟味、板行に御登可被成之由、御尤二候、それ二付御相談被仰越候趣、上巻ハ人見又左編集ノ書簡等之式、中巻は孔廟之絵図、下巻ハ草木鳥獸等之名目、

三冊にいたし板行致候様ニと、義公様被仰付候由、然所当時、公儀御建立之大成殿之制度、大ニ是と相違候間、是を致板行候ととも、世上之益ニ罷成儀は無之、御造立之制度にさわり申気味有之間、中巻御除、「改定積奠儀註」計ヲ、上巻ノ末ニ御入、二巻ニ御つゞめ候へ而は、如何思召候由、致承知候、拙者存候ハ、公儀御造立之堂と、制度同く候ハ、結句板行遠慮可有之存候、文恭指図にて、御家ニ聖堂木形有之候段ハ、世間存候事御座候、昌平坂之堂ハ、上野之堂を模申候段、紛無之候、右之堂、源敬様之時、聖堂之形無之ニ付、如何様之堂ニ御作り可被成哉と、御詮議有之、『三才図会』ニ黄帝合宮之図有之、堂之形見事ニ候とて、是ニ御極被成候由、物語承申候、昌平坂御建立之節、此方之堂形、御詮議無之候段、遺憾之至御座候、責而此書ニ此図相残り有之候ハ、後々上々ニ思召立御方も出来候へバ、義公様御素志も相達可申候、公儀御遠慮之儀ハ、御載候ととも、別段之唐山流と申ニ罷成候間、苦かるまじき哉と、愚意ニ存候、拙者之狭き心にてハ、堂之形、書簡式秘事成儀、流布之段、ちと惜ク存候計ニ御座候、義公様ハ大切之事ヲ人々存候を、御樂ニ被思召候、御本意にて御座候間、御除被成候儀ハ、残多御座候、則『談綺』老冊廻シ候ハ、管庫衆より追而、同役中へ可相違候

本書案は宝永元年（一七〇四）のものと推定されている（注5）。この年代決定が重要な問題となるが、後掲大成殿の話から、これを信頼してよいのであろう。この時点で既に『談綺』上中下三巻構成という現行の路線で編集が進んでいたことがわかる。『文集』『談綺』ともに生前の光圀の意向を汲んだ企画であったことが改めて知られる。

現行『談綺』巻之上が人見又左衛門懋斎の編集にかかるもので、当初から「朱氏談綺」と題したことは、後述『談綺』澹泊序に言及がある。光圀の古参の近侍であった懋斎が舜水に師事していたことは、『文集』からも窺える。巻之中は「中之本」「中之末」に分冊され、孔子廟等の図と「改定積奠儀注」を収める。巻之下は「天地」「居処」「人倫」「形體」「衣服」「飲食」「宝貨」「器用」「禽獸」「鱗介」「米穀」「艸木」の分類による「事物名称」で、簡略ながら中国語彙に和訓や説明を記した辞書である。これは舜水門人で澹泊とも親しかった今井弘濟の選を澹泊が補ったものと『談綺』序に記される。「大方ノ之觀為ニ足ラズト雖モ、亦モツテ童蒙之需ヲ塞ベシ」と、澹泊はその啓蒙性を強調する。舜水が彰考館員に学ばせていた中国語の一端が窺えよう。

ここで注目されるのは「大成殿」の問題である。「公儀御建立之大成殿」が湯島聖堂（＝「昌平坂之堂」）を指していることは明らかである。周知の如く徳川綱吉の命により元禄四年（一



六九一)に外神田台に聖堂が造営され、同十六年(一七〇三)の大火一俗に「水戸様火事」で焼失、翌宝永元年に再建されるが、ちょうどこの時期のことで、話題に上ったものであろう。書案中の「源敬様」は尾張藩初代藩主徳川義直で、名古屋城内に孔子廟(＝八角堂)を造営した。寛永九年(一六三二)には林羅山を助けて、上野忍岡邸内に孔子廟を建立するにあたって尽力したことはよく知られる。これは中国の類書『三才図会』(王圻撰 万曆三十五年(一六〇七)成立)所載の「黄帝合宮図」を便宜上流用したものとする内実が明かされ、『談綺』掲載の図と実際大いに相違していると言う。顧言は水戸藩出仕以前に林家に学んでおり、この話は実態を伝えていよう。この点が幕府への「さわり」になると憚る声が彰考館総裁一部にあったようだ。水戸藩に舜水指導による模型があることは周知なはずなのに、それにつき幕府から詮議はなかったと、顧言は述べている。顧言自身は水戸藩の機密を公刊するようで多少不本意であると本音を漏らす、いずれにせよ孔子廟の規格寸法等が正確な情報として後世に残ることは、光圀の遺志に叶うことと判断されたようだ。当初の企画通りに編集は進められたと見られる。ちなみに以後湯島の聖堂は繰り返し改築されたが、寛政の改革を経た同十一年(一七九九)の大規模な改築の際には、参考のため水戸藩から舜水指導の模型が取寄せられた。まさに百年の時を経て、書案に言う「後々上々ニ思召立御方(＝松平定信)」が出現したと見ることもできよう。

三 『談綺』安積澹泊序

前掲書案後の『談綺』編纂進捗状況が不明なのは遺憾であるが、次に序文の話題が見えている。

○宝永五年正月十九日付安積覚兵衛・大井彦介宛中村新八・酒泉彦太夫連名書案(記録 156)

一 茨城太左衛門方より書状差越、安兄『談綺』序相達、殊之外委ク被遊、珍重ニ奉存候、則板ニいたし候由、申越候、安兄へ一封差越候間、御納可被成候、委細ハ太左衛門書中ニ□申進候間、致省略候

おそらく現行『談綺』付載の序であろう。澹泊の序文も出来し、刻板は順調に進んでいるように見える。三丁半の序末には「宝永四年丁亥仲冬穀旦／水戸府下澹泊齋安積覚叙／ 」とある。冒頭「文恭先生古学ヲ研究シ、科場ヲ視テ兒戯ト為」と始まる序には、前述の如く編纂事情が記され、西山公(＝光圀)には学校建設の志があり、舜水は「学宮図説」を著わし、光圀はこれに依拠して三十分の一の大きさの木型模型を作らせたこと、さらに

別荘(於駒籠)にて積奠の礼を藩士に習わせたこと、が記される。聖堂は宗教施設というよりは学問所といった色彩が強い。この辺りの内容はやはり澹泊の手になる『文集』附録「行実」と重複する。「廟堂之制」についても「載テ文集ニ在。覚已命ヲ奉ジテ纂修ス。」と舜水の『文集』を別途編纂中であると述べている。実際『文集』巻之二十六にも「改定積奠儀注」が掲載される。両者を比較すると、後出となった『文集』所載の文章の冒頭・割注・末尾等に増補箇所が見られる。

四 入銀制出版

さらに同年閏正月十三日付安積覚兵衛・大井彦介宛中村新八・酒泉彦太夫連名書案（記録 156）には

一 『談綺』入銀相達、於新八宅、彦九郎へ相渡申候

と記される。以下頻繁に登場する彦九郎は茨城多左衛門の一族で同じく小川姓、柳枝軒の江戸出店と見られる。ここでこの種の本が「入銀制」、つまり今日で言う予約出版であったことが確認されるのである。

しかしここで憂慮すべき事態が出来た。先年の「水戸様火事」が水戸藩の財政を逼迫させて『文集』刊行遅滞の一因となったが、三月には大規模な京都「宝永の大火」が起り、今度は柳枝軒側が罹災したのである。

○宝永五年三月十五日付安積覚兵衛・大井彦介宛中村新八・酒泉彦太夫連名書案（記録 157）

一 先達申進候京火事、今朝書付見申候所、下ハ四条、上ハ内裏、西ハ油小路、東ハ河原町迄焼申候由、其内公家衆残候も御座候、定而委細其元ニ而、御聞可被成と存候、飛火吉田・加茂ニ及候由、夥敷事驚耳申候、茨城太左衛門類焼と被存候、『談綺』新板取寄候義、先書ニ被仰聞候趣、彦九郎へ申遣候所、則如此申越候、可然懸御目申候
この後罹災関連の記事が、困窮する公家衆の動向をも含めて散見する。

○宝永五年三月廿七日付安積覚兵衛・大井彦介宛中村新八・酒泉彦太夫連名書案（記録 157）

一 茨城太左衛門類焼ニ付、内々返礼心がけ、此節兩人より仕候、委細ハ別紙ニ申進候通口御座候、太左衛門土蔵残候由、彦九郎申候、刊板無恙可有之と、珍重ニ存候、以上

これによって柳枝軒の土蔵が焼け残ったことが知られる。『談綺』をはじめ板木の焼失といった被害がなかったのは双方にとっての幸いであった。このことは

○宝永五年四月三日付中村新八・酒泉彦太夫宛安積覚兵衛・大井彦介連名書案（記録 161）

- 一 茨城太左衛門類焼ニ付、内々返礼之御心懸、此節両兄より被遣候由、覚兵衛方へ為御知、忝存候、太左衛門土蔵相残候と、彦九郎申候由、左候ハゞ刊板無恙可有之と、御同意珍重ニ存候、自余ハ先書ニ御答候間、致省略候、以上等、再三繰り返し書かれており、彰考館員の安堵のさまが窺えよう。

五 校合本の作成と摺り直し

火事による被害は免れたものの、『談綺』刊行直前になって問題が発覚した。すでに拙稿で紹介した(注 6)が、宝永五年八月三日付安積覚兵衛宛中村新八・酒泉彦太夫連名書案（記録 159）に『談綺』の献上本を二部遣わしたことが記される。実はここで問題が出来ていたようだ。今日でもありがちなことであるが、直前書案の日付から、宝永五年八月十九日以降と推定される末尾の欠落した書案（記録 161／差出人・宛名人共不明／あるいは茨城宛か）に以下のように言う。

一 『朱氏談綺』□校合之處有之由、先書ニ申越候処、委細被得其意、火事以後取込之内、被致板行候故、違失有之□□之儀、此方ニても左様可有之与、察入存候、然者校合本片時も早、為差登候様ニ、被致度被存候由、尤之儀ニ存候、先達而被指越候献上本弐部之内、壹部致張紙、校合本ニ相用、弐部共ニ七月廿六日指登申候、今程定而相達、御摺直候半と存候

一 其元ニて三部、外へ御出し候計ニて、其外はいまだ何方へも、出し不被申候、右之三部も、心安方ニて御座候間、断り申達、善本と引替可被申由、尤之儀□存候、江戸へは入銀本廿部、荷物詰合ニ被致、指下候計ニて、□□いまだ出し不被申候、右之廿部□□当月末に□□江戸へ到着しまじく候、其内校合本相達次第、□直し被指下、引替可被申候、左候へば、不校合本壹部も外へは出不申候由、委細之紙面得其意、尤之儀ニ存候、先達而彦九郎方へも其段申遣、舟荷物致到着候□、入銀本扣置、何方へも相渡し不申、其元より摺直し被指下、入替相済候已後、相渡申候様ニと、申遣置、彦九郎相意得罷在候由、同役共方より申来候間、相違は有之間敷候、愈以摺直し出来次第、江戸へ被指下、彦九郎方ニて、右之廿部、一々入口、其以後外へ相渡候様ニ、其元よりも委細可被申越候、（以下欠落）

具体的にいかなる誤脱が生じたものか不明なのは残念である。火事以後の取り込みが原

因と言う以上、柳枝軒側の落度なのであろう。ここで注目されるのは、摺り直しが出た場合、刻板・印刷をあくまで京都の茨城多左衛門本家で行っているという点である。彦九郎は江戸出店として、彰考館側との仲介役を果たすに過ぎない。当時の刻板事情一板木師の技術一について、いまだ上方が優位にあったと判断することは許されよう。ともあれ改刻した丁を差し替えてから入銀した方へ渡すようにと、彰考館側から彦九郎に指示を徹底させている。

以下の一つ書きで始まる書案は、冒頭に明らかな欠落があるため、明確な話題が不明であるが、『談綺』についてのものと判断される。

○宝永五年八月廿四日付茨城太左衛門宛安積覚兵衛書案（記録 162）

一 右之外、百五十部計江戸へ可被差下候、此分いまだ舟ニ積不申、其元ニ有之候間、校合本登り次第、被相改、善本指下可被申候由、一々承届、尤ニ存候、愈以左様可被致候

一 校合本は我等方へ被相送候本ヲ、相用候様ニと被申越、尤ニ候へ共、先書ニ申越候通、献上本此方にて、入替とち直し候而は、手際不宜、いかゞ存候ニ付、献上本ヲ二部指登候事ニ而御座候、其元にて手際好ク入替、直ニ江戸同役共方迄、可被指下候、到着次□、献上相済候様ニ可致由、同役共方よりも、申来□□、左様可被致候、我等并同役共方へ、被相□□□、三部は此方にて入替可申候間、摺直しノ板替□□被指越可被然候、委細は先書ニ申通候間、是申納候、以上

誤脱のある丁の差し替え・製本を柳枝軒側に一任したいという彰考館側の意向は、相手がプロである以上当然であろう。

○宝永五年九月八日付茨城太左衛門宛安積覚兵衛書案（記録 162）

一 先比為差登申候『朱氏談綺』校合本相達、早速列直し被申、随分念入、式帙仕立、江戸同役中迄此度被差下、披露之儀ヲも、頼被申越候由、尤存候、同役中よりも其段申来、帙ヲもいたし被替、事之外見事ニ出来、珍重存候、早速可致披露候由、定而いまほどひろう相すみ、其段其元へも可申進と存候、存之外はやく出来、一入珍重存候、当地へ被差下候善本も、早速すらせ被申、舟荷物ニしたて、江戸へ被差下候、江戸にてとくとひきかへ、世間へ出し申候筈ニ被申越候、其外其元ニても、皆々とち直し江戸筋へも、差下可被申候間、不校合之本ハ、老部も出不申候積りにて御座候由、猶々珍重存候、舟に物相届次第、江戸より段々指下申にて可有之候間、相達候ハゞ、入銀の方へ、相渡可申候

一 先比我等へ被相贈候本も、江戸にて引かへ申つもりニ、被申越候由、御念入之儀ニ御座候、最前ハすり直しの別紙計、被差下候ハズ、手前にてとち直し申了簡にて罷有候所、全部引かへ被申候へバ、猶更珍重の事にて、同やく共よりも、其段申越候間、則此度江戸へ向、為差登申候、に物到着次第引かへ、差下申にて可有之存候

澹泊は改刻箇所^の差し替えが順調に済んだことに対し、多左衛門に謝意を表している。

ちなみに同書案中に

一 『続俗説弁』三巻板行出来申候付、我等方へ老部被相贈候由、忝存候、『談綺』ノ續^續入、被差下候由、定而頓而到着可致候間、改書一覧可申と大慶存候、猶追々可申承候、以上

とあり、同時期に柳枝軒から刊行された『続俗説弁』（宝永五年刊（注 7））が同送されていたことがわかる。このように柳枝軒は、彰考館の編著以外の新刊書をも寄贈しているケースが少なくない。

また同日同旨趣の書案を澹泊は顧言・竹軒宛てにも認めている。献上本二帙と澹泊自身の分一帙合計三帙を送らせたので納めて欲しいと言う。続いて入銀本二十部について改刻分の綴じ直しは、彦九郎方で行うことを確認している。さらに以下の条が続く。

一 於江戸、伊藤宮内老部入銀被致候、今程水戸勝手ニ被罷成候間、当地ニ而請取被申度被存候、佐々木雲八子息左全次、当地ニ□老部入銀被致候、是ハ今程江戸勝手ニ被罷成候間、江戸にてうけ取被申度と存候、宮内本と引かへニ罷成候へバ、双方共ニ相済申事ニ候間、左様被致度□、宮内被申候、尤之儀ニ御座候間、入銀本致到□候ハズ、宮内分老部ヲ、左全次へ被遣、左全次分ヲ、此元へ被遣候様ニ可被成候、先書ニ申進候通、当中旬、い藤監物殿被罷登候、左全次入銀、監物殿取次にて御座候間、其元にて監物殿迄可被遣候、宮内方引かへ候儀も、監物□合点の事にて御座候、為御心得申置候

ここで水戸藩士の伊藤宮内・佐々木左全次の二人が入銀していたことが知られる。広告が発達しない当時、当初入銀する者は水戸藩士などかなり限られた人物であったようだ。

六 『談綺』改刻本刊行まで

○宝永五年十月九日付中村新八・酒泉彦太夫宛安積覚兵衛書案（記録 162）

一 『朱氏談綺』舟荷物致到着候由にて、彦九郎史館迄持参いたし候、拙者へ相贈候

一帙、全本引替申由ニて、持参申候由、御差下被成候由、忝存候、則相達うけ取申候、入銀本四十七部ハ、彦九郎方より町便ニ差越申候由、道中無相違、一昨日相達、入銀の方へ順々引渡し申候、板行無滞、此度改正之所迄善出来、善本□罷成、入銀取次も無相違相済、大慶珍重存候、則太左衛門へ返事遣申候間、此一通御殿便ニ成共、彦九郎方より成共、被遣可被下候、彦九郎へは一通も御届可被下候

『談綺』の刊記には「宝永戊子年書林茨城多左衛門寿梓」（下巻末尾に陰刻）とあり、宝永五年の刊行とは知れるが、実際は前述のごとく十月になってから出回ったと見られよう。入銀本注文部数も四十七部まで増えている。澹泊は刊行を素直に喜び、柳枝軒の働きぶりにも一応満足している様子が窺える(注8)。これ以後現存『記録』に『談綺』関係の話題は途切れている。

七 最後に

以上『談綺』の出版完結に至る過程を追究した。以後も澹泊は相変わらず『文集』と、本業である『大日本史』「紀伝」編纂に追われる日々を過ごしている。彰考館の出版事業を考える際、館員各人が分担した仕事を複数平行させて忠実に遂行している様が『記録』から浮かび上がる。その中でも柳枝軒側と直接交渉に当たることの多かった澹泊の精力的な仕事ぶりは、特筆すべきものがある。柳枝軒側も学術出版の意義をよく心得ていたようで、困難が出来しても総じて良心的な仕事ぶりを貫き、館員の信頼を得ていたようだ。双方の協力関係も『記録』から窺えるところである。

光圀は「大切之事ヲ人々存候ヲ御楽」（本稿冒頭書案）とするタイプの人物、つまり啓蒙家・教育家としての一面があった。彰考館の出版事業もそうした光圀の性格の一貫としてとらえるべきものが少なくない。加えて『文集』『談綺』ともに澹泊の存在がなければ、編纂されたとしても、公刊されることなく終わったように私には思える。その意味でも編集実務面における澹泊の功績を、改めて評価する必要があるだろう。

[注]

- 1 『大日本史編纂記録』中に再版関連の記事は見当たらない。再版本は表紙も初版時と同様縹色無地。題簽・本文も同板で原刊記を残す。下之巻末に一丁分の蔵版目録「彰考館訂本刊行目録／洛陽 柳枝軒方道蔵板」を付す。掲載書目は「新編鎌倉誌 九冊」「医宗必読 十冊」「参考太平記 四十一冊」「同 保元平治 十五冊」「同 源平盛衰記 入銀 五十冊」「草露貫珠 和紙摺／唐紙摺 二十二冊」「古篆彙選 五冊」「洪武三重韻 洪武正韻也 九冊」「花押藪 七冊」「続花押藪 七冊」「難太平記 二冊」「救民妙薬集改正 一冊」「拾遺往生伝 二冊」「舜水談綺 四冊」「扶桑鐘銘集 六冊」「舜水先生文集 三十冊」「（一行墨訂）。匡郭外に「正徳三年癸巳正月吉日／六角通御幸町西へ入 書林多左衛門」とある。ちなみに『文集』の刊行は正徳五年であるから、ここへ掲載されたのは予告であろう。
- 2 【研究ノート】『舜水先生文集』編纂事情（一）—『大日本史編纂記録』を中心に—（『人間科学研究』〈日本大学生物資源科学部人文社会系紀要〉創刊号 二〇〇四年三月）・『舜水先生文集』編纂事情（二）—『大日本史編纂記録』を中心に—『近世文芸研究と評論』66 二〇〇四年六月）。以下（三）は『人間科学研究』第二号（二〇〇五年三月）に掲載予定。
- 3 表紙見返の茨城の蔵版印等、押捺印の種類や箇所については初版本・再版本で多少異なる。再版本の中で比較しても、押捺漏れと見られる箇所を持つ本がある。手作業ゆえこうしたこともあったようだ。
- 4 『茨城県史料 近世思想編 大日本史編纂記録』（一九八九年刊）に翻刻がある。本稿の翻刻に際しては、原本写真紙焼を参照した。
- 5 （注4）付載の表の年次に従う。この冊中には彰考館員らしき誰かが後に抄録再編集した書案がおさめられているが、原書案は『記録』中に現存しない。抄録の編集方針はあくまで「紀伝」編纂状況を追うものであるが、それ以外にもこのケースのような貴重な記事が散見することは注意したい。
- 6 （注2）の『舜水先生文集』編纂事情（二）44～45頁
- 7 井沢蟠竜著。後に『俗説弁』『新俗説弁』を併せて増補改訂し『広益俗説弁』（享保二年～十二年）として柳枝軒から刊行され、広く行われた。
- 8 澹泊は『談綺』の体裁や筆耕の字体が気に入っていたようで、『文集』刊行の際に参考にしている。これについては続稿にて触れたい。

【付記】本稿は平成16年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C）「水戸藩編『大日本史編纂記録（往復書案）』に見る知識人の交流と出版文化の研究」による成果の一部である。